

帳簿閲覧申請のご案内

平素はビューカードをご愛顧賜り誠にありがとうございます。
貸金業法に基づく帳簿の閲覧・謄写のお手続きにつきまして、下記のとおりご案内いたします。

1. 手続きについて

帳簿の閲覧・謄写の手続きは、貸金業法第19条の2に定められた手続きです。

【閲覧・謄写の内容（例）】

- ・キャッシング契約に関する情報（契約年月日、ご利用可能枠等）
- ・キャッシングの利用及び支払の履歴

手続き方法は、郵送または来社による方法があります。

2. 郵送による閲覧・謄写の方法

(1) 申請方法（お客さま⇒弊社）

次の書類を7.の申込窓口までご郵送ください。

閲覧申請者が本人の場合	閲覧申請者が相続人または代理人の場合
①帳簿閲覧申請書	①帳簿閲覧申請書
②閲覧申請者の本人確認書類（後述4.）	②閲覧申請者の本人確認書類（後述4.）
	③相続人または代理人の確認書類（後述5.）

(2) 閲覧方法（弊社⇒お客さま）

上記（1）の申請を受け付けた後、2週間程度で閲覧申請者に「書留」「簡易書留」など配達記録が残る方法*で送付いたします。調査に時間を要する等、2週間以内に回答ができない場合は、ご連絡いたします。

※ ご不在の場合は、郵便局に再配達を依頼するか、受け取りに向向いていただく必要があります。また、郵便局より「保管切れ」で弊社へ返送された書類は、セキュリティの観点で、3ヶ月間保管した後、廃棄しております。当該期間経過後は再度、申請手続きをお願いすることになります。

3. 来社による閲覧・謄写の方法

(1) 申請方法（お客さま⇒弊社）

次の書類を7.の申込窓口までご郵送ください。なお、事前のご連絡なくご来社された場合、対応できない場合がございます。

閲覧申請者が本人の場合	閲覧申請者が相続人または代理人の場合
①帳簿閲覧申請書	①帳簿閲覧申請書
	②相続人または代理人の確認書類（後述5.）

(2) ご来社日時の調整（弊社⇒お客さま）

上記（1）の申請を受け付けた後、弊社から閲覧申請者へご連絡し、ご来社日時を調整させていただきます。

【来社受付時間】 平日 9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝および年末年始休業日を除く）

(3) 閲覧方法（お客さま⇒弊社）

上記（2）でご連絡した日時にお越しくください。ご来社の際、閲覧申請者の本人確認書類（後述4.）を必ずお持ちください。

4. 閲覧申請者の本人確認書類

必要な本人確認書類は次に記載するとおりです。本人確認書類は、氏名、生年月日及び現住所が確認できるもので、有効期限内または発行日から6ヶ月以内のものに限ります。

※ 現住所等が別ページに記載されている場合には、当該ページの写しも同封してください。

(1) 次のいずれかをお持ちの場合は、その写し 1点

運転免許証・運転経歴証明書	在留カード・特別永住者証明書
パスポート（日本国発行で、2020年1月以前に交付されたもの）	
個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ）〔通知カード不可〕	
写真付き住民基本台帳カード	その他公的機関が発行する写真付き証明書

(2) 上記（1）に記載する本人確認書類をお持ちでない場合は、次のいずれかの写し 2点

各種健康保険証 ※1	国民年金手帳 ※2	戸籍謄本（抄本）
住民票の写し ※3	印鑑登録証明書	その他公的機関が発行する証明書

以下の本人確認資料のコピーは、必ず下線部分をマスキングした上でお送りください。

※1 各種健康保険証：記号・番号・保険者番号 ※2 国民年金手帳：基礎年金番号

※3 住民票の写し：個人番号・本籍地

5. 相続人または代理人であることが確認できる書類

相続人または代理人として申請する場合は、各右に記載する書類のいずれか1点を添付してください。公的機関が発行する書類は発行日から6ヶ月以内のものに限ります。

相続人または代理人の種別	必要書類
相続人	戸籍謄本（抄本） *相続開始原因（ご逝去の事実）及び相続人であることが証明できるもの。なお、場合によっては除籍謄本その他の書類が必要です。
親権者	住民票の写し※または戸籍謄本 （開示対象者との関係が証明できるものに限る。）
未成年後見人、成年後見人、 後見監督人、保佐人、保佐監 督人、補助人、補助監督人	登記事項証明書の写し
債務を代位弁済した者	通帳等代位弁済を証明できる書類の写し
帳簿の閲覧について委任され た任意代理人	代理権のあることを示す委任状（閲覧対象者本人が署名・捺 印したもので、6ヶ月以内に作成された原本に限る。）

以下の本人確認資料のコピーは、必ず下線部分をマスキングした上でお送りください。

※住民票の写し：個人番号・本籍地

6. ご留意いただきたい事項

- (1) お送りいただいた帳簿閲覧申請書等は返却できません。
- (2) 帳簿閲覧申請書等は、黒ボールペン等消えない方法でご記入ください。
- (3) 帳簿閲覧申請時に取得した個人情報、本申請手続きのために利用します。
- (4) 弊社から確認すべきことがある場合は、お電話をおかけすることがあります。
- (5) 貸金業法第19条の2に従い、帳簿閲覧申請が当該申請を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときは、非開示とさせていただきます。この場合は、開示できない旨を通知いたします。
- (6) 閲覧を希望する情報によっては、データ抽出のためにカード機能（家族カードを発行している場合は家族カードの機能も含まれます。）を一時的に停止させていただく場合がございます。その際は、事前に対象者である会員の方へご連絡いたします。
- (7) 書類の記入漏れや必要書類の不足等、不備がある場合は、閲覧できません。

7. 申込窓口（お問い合わせ先）

〒141-8601 東京都品川区大崎1-5-1 株式会社ビューカード ビューカードセンター（お客さま相談室） 宛 電話番号：03-6685-7000（9:00～17:30、年中無休）

以上